

仕 様 書

1 件名

平成 26 年度食育活動の全国展開委託事業（有識者による検討会及び表彰）

2 事業目的

農林水産省は、食料の安定供給、農林水産業の発展、農山漁村の振興を担う立場から、地域における食生活の改善や食文化の継承、生産者と消費者との交流や農林漁業体験活動の促進等、食育の推進に取り組んでいる。

昨年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、食育を国民運動として推進するため、農林漁業体験を経験した国民の割合を 5 年後に 35% とすることが目標として掲げられているほか、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月農林水産省・地域の活力創造本部決定）において、食育を通じて国内需要の増大を図るとされている。

今後、本プランにおいて示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の見直しが進められるとともに、内閣府に設置された食育推進評価専門委員会において、第 3 次食育推進基本計画（平成 27 年度末に食育推進会議において決定予定）の検討が進められることとなっている。こうした状況の中、本事業は、上記のような新たな課題にも対応するため、これまで農林水産省が行う食育推進施策について評価・分析し、今後の在り方を検討する。また、和食の世界無形文化遺産の登録に当たって、食育による保護・継承が求められており、郷土食、行事食などの保護・継承に関する現場で活用可能な手法を確立する必要がある。

さらに、食育を国民運動として推進するため、持続的かつ効果的に実施される優れた食育活動を表彰し、その内容を普及する。

上記を含む農林水産省が取り組む新たな食育課題と従前からの取組を国民に対してわかりやすく発信するため、ホームページの改善を行う必要がある。

3 事業の概要

- （1）食育推進のための調査・分析
- （2）有識者による食育施策の検討
- （3）食育に関する広報

4 事業内容

平成 26 年度食育活動の全国展開委託事業（有識者による検討会及び表彰）として、以下の（1）から（3）までの事業について、農林水産省消費・安全局消費者情報官（以下「担当部署」という）と緊密に連携を図りながら、一括して、実施する。

- （1）食育推進のための調査・分析

以下のアからウまでに掲げる事項について、必要な調査・分析を行った上で、結果をとりまとめる。

ア 食生活や食料消費の実態・将来予測を踏まえた課題等の整理

農林水産省では米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践を推進している。しかし、食生活の多様化、外食や中食の増加等様々な阻害要因が今後も継続することが予想される。このため、現在までの消費者の食生活、消費動向の変化を調査・分析し、今後の社会構造等の変化を考慮した5年、10年、20年後の食料消費の将来像及び農林水産物の生産、加工、流通などの分野における需要を予測し、その結果を踏まえ、将来における日本型食生活実践のための課題と解決策を整理する。

イ 教育ファーム等体験活動の国産需要拡大の効果の検証

食と農林水産業への理解を醸成するため、食料の生産から消費にわたる各段階で実施されている農林漁業体験活動、農産加工体験活動等の食育活動について、国内農林水産物の需要拡大への貢献の程度を調査・分析し、体験活動等の内容と効果との関係を検証する。

ウ 地域の伝統的な食文化の保護・継承手法の実態調査

地域の伝統的な食文化（地域の伝統食材を使用した郷土料理、地域の行事とその行事食等）の保護・継承に取り組む全国の先進的な事例を調査し、その具体的な取組内容や推進手法の評価・分析を行う。

（2）有識者による食育施策の検討

有識者による検討委員会を設置し、（1）の結果を踏まえ、これまでの食育施策の検証を行うとともに、効果の高い具体的な食育推進施策を検討する。

ア これまでの食育施策の検証

食育基本法の施行以降に、これまで農林水産省で実施してきた食育推進施策の現状と課題、効果の検証を行う。

イ 今後の具体的な施策手法の検討

アを踏まえ、消費者に日本型食生活の実践を促すとともに、食を農林水産業の理解を深めるために、効果の高い食育推進施策の具体的な手法を検討する。結果には、食生活や食料消費の将来像を踏まえた消費者への働きかけの内容、食と農林水産業への理解を醸成するために効果の高い農林漁業体験活動の推進手法、参加者やその家族が国産品の安定的な需要層を形成し、国内需要の増大につながる手法のとりまとめのほか、食文化の保護・継承のための手引きの作成を含むものとする。

【留意事項】

- ・検討委員会の委員には、担当部署が推薦する有識者を含めるものとし、10名程度で構成するものとする。
- ・契約期間中に検討会は、3回以上開催するものとする。
- ・検討会の中間取りまとめは、7月に公表するものとし、契約期間中に検討会の取りまとめを行う。

（3）食育に関する広報

食育を国民運動として展開するため、（2）の結果を踏まえ、以下のアからウまでに掲げる事項について実施する。

ア 食と農林漁業の食育優良活動表彰及び優良活動の普及

食や農への理解を醸成する食育活動を持続的かつ効果的に実施し、優れた実績を上げた農林漁業者や食品等事業者の優良な事例を表彰し、受賞者の取組内

容等について広報を行う。なお、審査に当たっては、（２）で示された今後の推進方向の視点を考慮するものとする。

ア) 実施内容

① 周知活動

表彰式の開催に当たっては、事前の周知活動を行う。

特に食育優良事例の公募については、積極的に周知し、事例を収集する。

② 表彰式

農林漁業者及び食品等事業者が行う食育の優良事例の表彰を実施する。

③ 取組紹介

受賞者の取組内容について、広報を行い、食育活動の周知を図る。

④ 表彰事例の発表会の開催

表彰式会場において受賞者による取組発表や意見交換等を行う

イ) 開催日

平成 26 年 11 月 1～8 日のうち 1 日

ウ) 場所

東京都千代田区周辺で、200 名程度を収容できる会場。

但し、参加者から料金を徴収しない。

エ) 企画運営

表彰式の開催に当たっては、開催の趣旨に十分配慮しつつ、当日の進行、運営が円滑に実施できるよう、会場設営、人員配置、資料作成等を適切に行う。

【留意事項】

- ・実施に当たっては、有識者、マスコミ関係者等から構成したメンバー 5 名以上から成る食育優良事例選定委員会を設置、運営する。
- ・食育優良事例表彰募集要領を作成し、食育の優良事例を公募する。
- ・表彰の選考基準は担当部署で作成し、契約時に請負者に提供する。
- ・広報については、農林水産省ホームページ掲載を含む。

イ 食文化の保護・継承のための手引きの作成

（２）の結果を踏まえ、効果的な手法を整理した推進指針をとりまとめ、地域で食文化の保護・継承の向けた食育活動を推進する際の手引きとして活用できるガイドブックを作成する。

ガイドブックは、印刷物及び印刷物の電子媒体（３種）、ホームページ掲載用データの３媒体を以下のとおり作成する。受託者は、担当職員の校正を経て印刷原稿を作成し、印刷・製本すること。

① 印刷物

- ・サイズ：A 4 版
- ・製 本：中綴じ
- ・ページ：48 ページ程度
- ・色 ：CTP・４色フルカラー
- ・用 紙：表紙、本文、再生コート紙 360 kg
- ・作成部数：1,000 部

② 電子媒体

- ・媒 体：DVD-R
- ・数 量：2 部

- ・ファイル形式：電子ファイル形式については、以下の３種類とする。
 - i) マイクロソフト word2007 で編集可能なファイル（テキスト、図、画像などを含む印刷物全体と同等の内容が閲覧できるもの）
 - ii) アドビ Acrobat Reader にてテキスト、図、画像などを含む印刷物と同等の内容が閲覧できるもの
 - iii) 印刷用データ（版下）
- ③ホームページ掲載用データ
農林水産省ホームページ内に、ガイドブックの情報を掲載するためのデータを作成する。作成上の注意事項はウのとおり。

ウ 農林水産省ホームページの見直し

（２）を踏まえ、農林水産省ホームページにおける Web コンテンツとして、日本型食生活の実践、教育ファーム、食文化保護継承、食品安全の４本の柱に再構成し、内容のアップデートを行う。作成する Web コンテンツには、イで作成するガイドブックを含むものとする。なお、Web コンテンツを作成する際には、JISX8341-3 に適合させるとともに、HTML 化に際しては、農林水産省で導入しているコンテンツマネジメントシステム（CMS）に取り込むため、農林水産省ホームページ掲載ルール等の各種作成手順書に沿って、提供するテンプレートのデザインを基にページをデザインするものとする。

5 業務の履行期間

契約締結日から平成 27 年 3 月 10 日（火）までとする。

6 事業成果報告書

本事業が終了後、直ちに報告書案を作成の上、担当部署へ提出し、確認を受けること。報告書案の確認が終了後、下記に挙げる成果物を提出すること。

- （１）食育推進のための調査・分析結果をまとめた報告書及び生データ
印刷物 1 部、電子媒体（CD-ROM）1 部
- （２）有識者による食育施策の検討及び結果をまとめた報告書
印刷物 1 部、電子媒体（CD-ROM）1 部
- （３）食文化の保護・継承ガイドブック
印刷物 1 部、電子媒体（CD-ROM）1 部
- （４）食育優良活動表彰に関する報告書
印刷物 1 部、電子媒体（CD-ROM）1 部
- （５）事業全般を取りまとめた報告書
印刷物 1 部、電子媒体（CD-ROM）1 部

7 その他

- （１）受託者は、本事業の進行状況等の定期報告を行うほか、監督職員の求めに応じて報告を行うものとする。

- (2) 受託者は、事業の実施に当たって再委託を行う場合は、事前に発注者と協議を行い、承認を得ない限り再委託を行ってはならない。
- (3) 担当部署は、本事業の進行状況等に対してその目的を達成するために必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、本事業により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- (5) 本事業を行う際に、農林水産省の名称を用いる場合には農林水産省が別途提供する「ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン」の規定を順守するものとする。
- (6) 受託者は、成果物に関する一切の著作権に関する権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者は、農林水産省が成果物を本事業により活用する場合及び農林水産省が認めた場合において二次利用する場合に、肖像権等による新たな費用が発生しないよう措置するものとする。
- (8) 事業の目的を達成するため、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は、業務の内容を変更する必要があるときは、担当部署と受託者が協議を行うものとする。
- (9) 本事業における人件費の算定に当たっては、別紙「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号大臣官房経理課長通知）によるものとする。